

大分県報

令和六年
十月二日
（六四）

（水曜日）

目次

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………
大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………二

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第六条第二号中「第二十三条の二第一号及び第二号」を「第二十三条第一号及び第二号」に改める。

第六条の二第二号中「第二十三条の三第一号及び第二号」を「第二十三条の二第一号及び第二号」に改める。

第十条第一号中「次に掲げる情報」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条

令和六年十月二日

大分県報号外（規則）

一

第二号中「前号イに掲げる情報」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同条第三号中「第一号イに掲げる情報」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報」に改める。

第十一条第一号中「係る児童福祉法」を「係る同法」に、「次に掲げる情報」を「外国人保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「係る児童福祉法」を「係る同法」に改め、同条第三号中「次に掲げる情報」を「当該徴収に係る同法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号中「第一号イ及びロに掲げる情報」を「外国人保護実施関係情報」に改める。

第十三条第一号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人進学・就職準備給付金支給関係情報」という。）

第十三条第二号中「ハまで」を「ニまで」に改める。

第十四条第二号中「次に掲げる情報」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項又は第二項の戦傷病者手帳の交付及び障害の程度に関する情報（以下「戦傷病者手帳交付等関係情報」という。）」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「前号イ及びロに掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改める。

第十五条第一号中「次に掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「前号イ及びロに掲げる情報並びに」を「戦傷病者手帳交付等関係情報及び」に改め、同条第七号中「第一号イ及びロに掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改め、同条第八号中「第一号イ及びロに掲げる情報並びに」を「戦傷病者手帳交付等関係情報及び」に改め、同条第九号中「第一号イ及びロに掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改め、同条第十号及び第十一号中「第一号イ及びロに掲げる情報並びに」を「戦傷病者手帳交付等関係情報及び」に改める。

第十六条を削る。

第十七条中「別表第二の九の項」を「別表第二の八の項」に、「同表の九の項」を「同表

の八の項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「別表第二の十の項」を「別表第二の九の項」に改め、同条第一号中「次に掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「前号イ及びロに掲げる情報」を「戦傷病者手帳交付等関係情報」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「別表第二の十一の項」を「別表第二の十の項」に改め、同条第一号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 外国人進学・就職準備給付金支給関係情報

第十九条第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条中「別表第二の十二の項」を「別表第二の十一の項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「別表第二の十三の項」を「別表第二の十二の項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条中「別表第二の十四の項」を「別表第二の十三の項」に改め、同条第一号中「次に掲げる情報」を「肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同号イからヲまでを削り、同条第二号中「前号イからヲまでに掲げる情報」を「肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第三号中「前号に掲げる情報」を「要保護外国人等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二号に掲げる情報」を「要保護外国人等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「別表第二の十五の項」を「別表第二の十四の項」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 中国残留邦人等支援助給等の支給の実施に関する情報

第二十三条の二中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十五の項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十三条の三中「別表第二の十七の項」を「別表第二の十六の項」に改め、同条第一号中「次に掲げる情報」を「外国人保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「次に掲げる情報」を「外国人保護実施関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同

条を第二十三条の二とする。

第二十三条の四中「別表第二の十八の項」を「別表第二の十七の項」に、「次に掲げる情報」を「外国人保護実施関係情報」に改め、同条各号を削り、同条を第二十三条の三とする。

第二十四条中「別表第二の十九の項」を「別表第二の十八の項」に改め、同条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十五号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第一条中「大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例」を「大分県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条中「又は条例第五十五条第一号」及び「（条例第六十条において読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第三条の見出し中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条第一項中「第一号様式の一」を「第一号様式」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（条例第六十条において読み替えて適用する場合を含む。）」及び「又は特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）」を削り、「県営住宅等入居決定書」を「県営住宅入居決定書」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条中「（条例第六十条において読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「県営住宅等入居補欠者決定通知書」を

「県営住宅入居補欠者決定通知書」に改める。

第六条の見出し中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条第一項中「（条例第六十条

第四十七号様式中「第38条」や「第33条」及び「県営住宅等駐車場使用決定書」や「県営住宅駐車場使用決定書」及び「県営住宅」や「県営住宅」及び「県営住宅等駐車場自動車変更届（第50号様式）」や「県営住宅駐車場自動車変更届（第48号様式）」並びに「同様式を第四十五号様式とする。」

第四十八号様式中「第42条」や「第37条」並びに「同様式の添付書類一」中「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第41条第1号」や「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第36条第1項第1号」並びに「同様式の添付書類二」中「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第41条第1項第2号」や「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第36条第1項第2号」並びに「同様式を第四十六号様式とする。」

第四十九号様式中「第42条」や「第37条」及び「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第63条第3項」や「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第57条第3項」並びに「同様式を第四十七号様式とする。」

第五十号様式中「第43条」や「第38条」及び「県営住宅等駐車場自動車変更届」や「県営住宅駐車場自動車変更届」及び「県営住宅」や「県営住宅」並びに「特定公共賃貸住宅」

め、同様式を第四十八号様式とする。
第五十一号様式中「第44条」や「第39条」及び「県営住宅等駐車場明渡届」や「県営住宅駐車場明渡届」及び「県営住宅」や「県営住宅」並びに「特定公共賃貸住宅」

住宅
駐車場第 号 や「県営住宅駐車場第 号」並びに「同様式を第四十九号様式とする。」

共賃貸住宅
第五十二号様式中「第45条」や「第40条」及び「県営住宅等駐車場明渡請求書」や「県営住宅駐車場明渡請求書」及び「県営住宅」や「県営住宅」並びに「特定公共賃貸住宅」

同様式を第五十号様式とする。
第五十三号様式中「第47条」や「第42条」並びに「同様式の（案）中「大分県県営住宅等検査員証」や「大分県県営住宅等検査員証」及び「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する

条例第67条」や「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第61条」並びに「同様式の（案）中「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例」や「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例」及び「第67条」や「第61条」及び「県営住宅等」や「県営住宅」及び「県営住宅等」や「県営住宅」及び「当該県営住宅等」や「当該県営住宅」及び「県営住宅等」に」を「県営住宅」に改め、同様式を第五十一号様式とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第一号様式の一の（表）、第二号様式、第三号様式、第四号様式の（表）、第五号様式から第十一号様式の一まで、第十二号様式、第十三号様式の一、第十四号様式から第十八号様式まで、第二十四号様式、第二十六号様式、第二十八号様式、第二十九号様式、第三十一号様式から第三十六号様式まで、第三十九号様式から第三十九号様式の五まで、第四十一号様式、第四十二号様式及び第四十六号様式から第五十三号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。